

「官民連携による国際クルーズ拠点」として

那覇港管理組合と連携する

クルーズ船社の募集要項

那覇港管理組合

平成 30 年 9 月 4 日

(平成 30 年 9 月 12 日修正)

【用語の定義】

本募集要項では、次のように用語を定義する。

用語	説明
国	国土交通省港湾局をいう。
組合	那覇港管理組合をいう。
目論見	国土交通省港湾局が平成 30 年 5 月 31 日付けで募集について公表した「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」をいう。
応募者	募集要項に基づいて、那覇港管理組合と連携を希望するクルーズ船社をいう。
連携船社	国土交通省港湾局が行う「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」の第 3 次募集に、組合と連名で応募するクルーズ船社をいう。
募集要項	「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と連携するクルーズ船社の募集要項をいう。
審査基準	「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と連携するクルーズ船社の公募に関する審査基準をいう。
募集要項等	募集要項、審査基準及び協定書（案）をいう。
協定書（案）	港湾法第 50 条の 18 に基づく「官民連携国際旅客船受入促進協定」となる「那覇港クルーズ拠点形成協定書」の（案）をいう。
選定委員会	「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と連携するクルーズ船社の選定あたり、提案内容を審査するために設置された委員会をいう。

## 目 次

1	目的	P1
2	那覇港の目指す方向性	P1
3	国土交通省へ応募予定の港湾及び 国際クルーズ拠点の場所等	P2
4	連携船社の選定手続き	P4
5	応募者の参加資格	P4
6	「募集要項」、「審査基準」及び「協定書（案）」に 関する質問の受付及び回答の方法	P5
7	参加表明書等の受付	P5
8	提案書の受付等	P6
9	選定後のスケジュール等	P7
10	留意事項	P7
11	失格事由	P8
12	今後のスケジュール（予定）	P8
13	その他	P9
14	問合せ先	P10
15	情報提供	P10
	（様式1）募集要項等に関する質問書	P11
	（様式2）参加表明書	P12
	（様式3）提案審査書類提出書	P13
	（様式4）那覇港における国際クルーズ拠点 形成計画（目論見）提案書	P14～24

## 「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と 連携するクルーズ船社の募集要項

那覇港管理組合（以下、「組合」という。）は、急増するクルーズ船の寄港需要への対応や将来の沖縄におけるクルーズ振興のため、第2クルーズバースの整備を計画している。国土交通省港湾局（以下、「国」という。）が、平成30年5月31日付けで公表した「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」（以下、「目論見」という。）の募集予定に応募するため、組合との連携を希望するクルーズ船社（以下、「応募者」という。）を募集する。

この募集要項は、組合と連携するクルーズ船社（以下、「連携船社」という。）を公平かつ公正に選定するため必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

那覇港への大型クルーズ船等の寄港が急増するなか、国の「官民連携による国際クルーズ拠点形成」の制度を活用し、民間と公共によるクルーズ船の受入施設整備の推進を図り、第2クルーズバースにおいて国際クルーズ拠点を形成することを目的とする。

### 2 那覇港の目指す方向性

平成29年5月沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画(改定計画)」では、沖縄県の目指す将来像として「希望と活力にあふれる豊かな島」を掲げ、その基本施策として「世界水準の観光リゾート地」の形成を目指している。

沖縄県は、「世界水準の観光リゾート地」の形成に資するため、沖縄のクルーズ振興の中長期的な視点に基づいた包括的な新たな構想として、「東洋のカリブ構想」を平成30年3月に策定した。当該構想では、「南西諸島周遊クルーズの誘致」、「フライ&クルーズの促進」、「国内外クルーズ船の発着港、拠点港、母港化への推進」などを柱として東アジアのクルーズ拠点の形成に向けた取組みを具体的に示したものである。

組合としても、同構想の実現に向けて、沖縄県との連携強化を図りながら県内港湾における中核的な役割が果たせるよう、更なるクルーズ船寄港及び那覇港発着のフライ&クルーズを推進してきているところであり、那覇港の国際クルーズ拠点化を目指している。

「東洋のカリブ構想」において組合に求められている主な取組みは以下のとおり

- (1) 第2クルーズバス及び専用ターミナルの整備促進
- (2) 段階を踏んだクルーズ船の発着港、拠点港、母港化に向けた取組
- (3) 空の玄関である那覇空港と近接している那覇港のポテンシャルを最大限活かし、那覇空港、「うみそらトンネル」、若狭クルーズバス、の最短移動行程を活かしたフライ&クルーズ推進

※「東洋のカリブ構想」の詳細については、以下のURLを参照

<http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/yuchi/h29tounonokaribukousou.html>

### 3 国土交通省へ応募予定の港湾及び国際クルーズ拠点の場所等

#### (1) 応募予定の港湾

那覇港（港湾管理者：那覇港管理組合）

#### (2) 国際クルーズ拠点の場所等

対象箇所の立地条件等については以下のとおりである。

表 1-2 第2クルーズバス（国際クルーズ拠点）の立地条件等

項目	概要
所在地	沖縄県那覇市港町4丁目地先（新港ふ頭12、13号岸壁）
敷地(埋立)面積	2.0 ha
係留施設延長	430m
水深	-12m
その他	敷地の所有・利用等の権利関係は未定である。

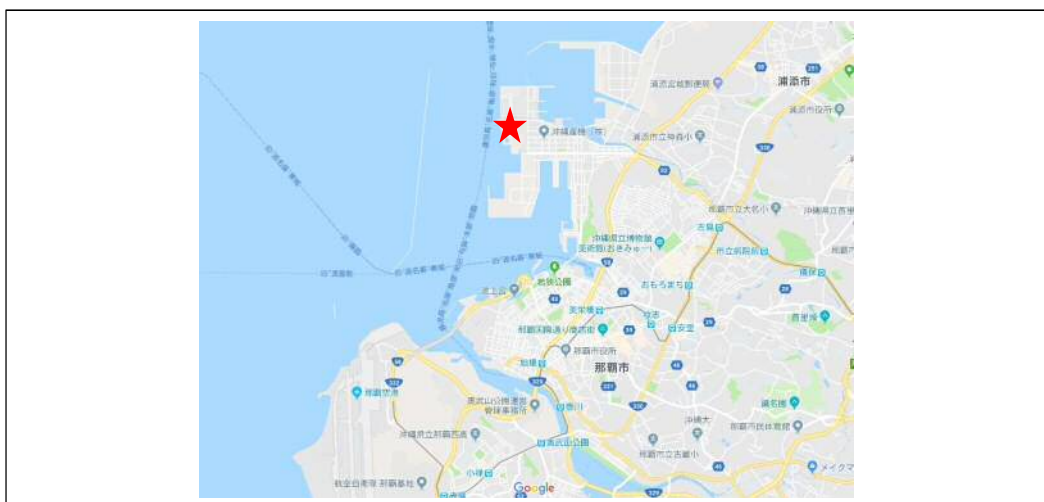


図 1-1 第2クルーズバス（国際クルーズ拠点）の位置図

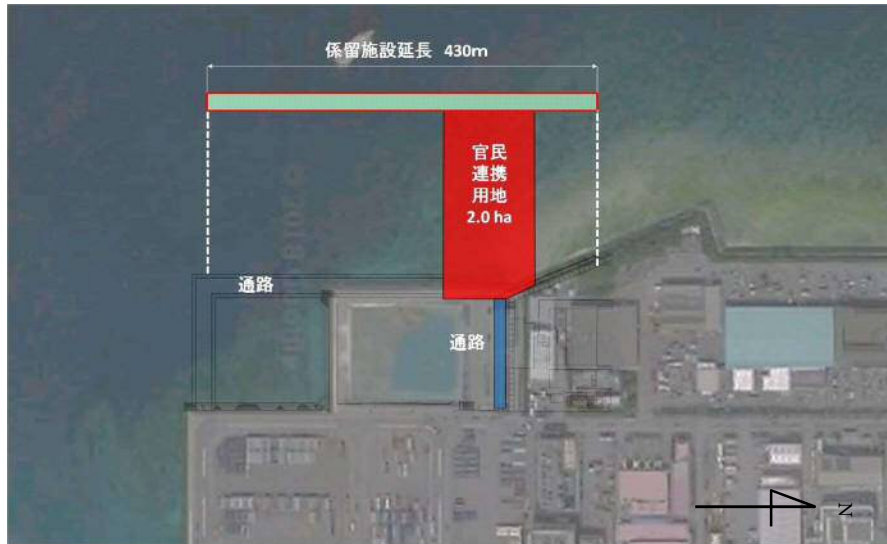


図 1-2 第 2 クルーズバースの運用開始時のイメージ

注：係留施設、官民連携用地及び通路は未整備であり今後埋立造成が必要。

なお、係留施設及び官民連携用地の位置・規模は、現時点の計画であり、今後組合が決定する。**参加表明書を提出した船社に対し、10月上旬に那覇港管理組合が提示する平面図に基づいて提案すること。**

(3) 運用開始年

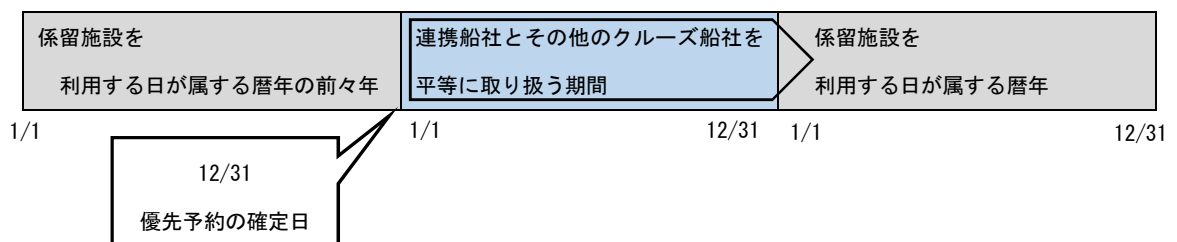
第 2 クルーズバースの供用開始年は、平成 34 年（2022 年）内を目標とする。ターミナルビルを含めた国際クルーズ拠点としての運営開始年については、今後の協議事項となる。

(4) 必須条件

本公募の必須条件として、連携船社に付与する第 2 クルーズバースの優先利用に関しては以下の条件を満たすこと。

- ① 優先利用期間は、15 年以上 40 年以下とする。
- ② 優先予約可能日数は、年間最大 250 日とする。
- ③ 連携船社は、係留施設を利用する日が属する暦年の前々年の 12 月 31 日までに優先的な利用の予約を確定させなければならない。優先予約の確定日以降に行う予約については、連携船社とその他のクルーズ船社を平等に取り扱う。

優先予約の確定日が、係留施設を利用する日が属する暦年の前々年 12 月 31 日の場合のイメージ図



また、提案審査の基礎審査において、応募者の提案内容がこの必須条件を

満たしていない場合は、失格となる。

#### 4 連携船社の選定手続き

##### (1) 連携船社の募集及び選定に関する基本的な考え方

組合は、応募者を広く公募し、公平かつ公正に連携船社を選定する。

組合は、「目論見」に応募するにあたり、「連携船社」を選定するための方法、評価基準等を示した「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と連携するクルーズ船社の公募に関する審査基準（以下「審査基準」という。）を定める。

##### (2) 選定委員会

優先交渉権者の選定にあたり、提案内容を公平かつ公正に審査するため、組合は、学識経験者等により構成される選定委員会を設置している。選定委員会の委員は以下のとおりである。

表1-1 選定委員会委員

氏名	職名
池田 良穂	大阪経済法科大学 OUEL 研究センター 客員教授
下地 芳郎	琉球大学 国際地域創造学部 観光地域デザインプログラム 教授
大谷 健太郎	名桜大学 国際文化研究科 国際学群 観光産業教育研究学系 上級准教授
湧川 盛順	(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー 専務理事
小山 岳史	小山会計事務所 公認会計士

\* なお、「連携船社」の選定までに、上記の委員に連携船社選定に関連して接触した者は、応募を無効とすることがある。

#### 5 応募者の参加資格

応募者は以下の要件を満たすこと。

- (1) 那覇港を利用する計画を有しているとともに、那覇港において施設の整備等へ投資意欲及び実行性を有しているクルーズ船社であること。
- (2) 将来において、日本への相当数の寄港を計画しているクルーズ船社であること。
- (3) 応募者の経営状況等について、健全性が示されていること。

※ 複数のクルーズ船社の連名による応募も可とする。

但し、応募する際には、主となるクルーズ船社を事前に定めること。

6 「募集要項」、「審査基準」及び「那覇港クルーズ拠点形成協定書（案）（以下、協定書(案)という。）」（以下、「募集要項等」という。）に関する質問の受付及び回答の方法

(1) 募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成30年9月5日（水）～平成30年9月19日（水）午前9時まで

イ 提出書類

「募集要項等に関する質問書（様式1）」

ウ 提出方法

提出書類を電子メールによって送付すること。

件名を「【官民連携】募集要項等に関する質問」とし送信後に必ず電話により受信確認を行うこと。

エ 提出先

那覇港管理組合企画建設部クルーズ推進課

E-mail : cruise@nahaport.jp TEL : 098-868-2582

(2) 質問への回答

上記（1）により受け付けた質問及びこれに対する回答は、9月27日（木）までに組合のホームページにおいて公表する予定である。なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

7 参加表明書等の受付

(1) 応募者は、以下のとおり参加表明書等の提出書類を提出すること。なお、組合は、(2) のとおり再提出の機会を設けている。

ア 受付期間

平成30年9月25日（火）～平成30年10月5日（金）午前9時まで（必着）

イ 提出書類

① 参加表明書（様式2）

② 様式2に記載された書類

- ・企業概要、過去3期分の財務諸表等一式、事業報告書
- ・登記事項証明書及び定款または、これらに準ずるもの

ウ 提出方法

応募者は、Eメール、郵送（書留郵便）、又は持参により、下記エへ提出すること。持参により提出する場合は、事前に電話連絡の上持参すること。

持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く、8時30分～17時までとする。



また、Eメールの場合は、送信後に必ず電話により受信確認を行うこと。

エ 担当課

那覇港管理組合企画建設部クルーズ推進課

〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号

E-mail : cruise@nahaport.jp、TEL : 098-868-2582

(2) 組合の確認時において、応募者が提出した書類に不備があった際には、組合の指示に従い平成30年10月12日（金）午前9時までに、組合へ再提出すること。

(3) 組合において応募者の提出書類を審査し、本応募への参加資格の有無を確認する。組合は、応募者に参加資格確認の結果を10月19日（金）までに通知する。

## 8 提案書の受付等

### (1) 提案書の作成

組合に参加資格があると認められた応募者は、本募集要項及び「審査基準」を確認し、様式4に記載する事項に沿って提案書を作成し提出すること。

また、提案書の作成において使用する言語及び時間については、日本語及び日本の標準時とし、単位については、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。なお、組合は、提案書の受付に関して、事前に追加の質問を受け付けることがある。

### (2) 提案書の受付

応募者は、下記のとおり提案書等の提出書類を提出すること。

ア 受付期間

平成30年11月1日（木）～平成30年11月14日（水）午前9時まで（必着）

イ 提出書類

- ① 提案審査書類提出書（様式3）
- ② 那覇港における国際クルーズ拠点形成計画（目論見）提案書（様式4）
- ③ その他提案内容に関する資料

なお、提案内容に関する資料（概略配置図、主要港寄港実績及び寄港予定回数等）は5ページ以内にまとめること。

ウ 提出方法

応募者は、Eメール、郵送（書留郵便）、又は持参により、下記エへ提出すること。持参により提出する場合は、事前に電話連絡の上持参すること。

持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く、8時30分～17時の間とする。

また、Eメールの場合は、送信後に必ず電話により受信確認を行うこと。

エ 担当課

那覇港管理組合企画建設部クルーズ推進課

〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号

E-mail : cruise@nahaport.jp TEL : 098-868-2582

(3) 提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会において、応募者の提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを平成30年12月3日（月）午後実施する。なお、日時・場所や実施方法等の詳細については、応募者に対し、別途通知する。

プレゼンテーションにおける使用言語は、英語又は日本語とする。英語を使用する場合は、クルーズ船社が通訳を手配すること。

(4) 提案書の返却

提出した提案書の返却は行わない。

(5) 提案審査等

選定委員会は、提案書及びプレゼンテーション時のヒアリングをもって、審査し優先交渉権者を選定する。詳細については、審査基準を参照すること。

9 選定後のスケジュール等

(1) 連携船社の選定（非選定）結果通知： 平成30年12月上旬

優先交渉権者、次点交渉権者及び非選定者に対して文書により通知する。

(2) 選定結果については、組合のホームページで公表する。

(3) 国に提出する「目論見」の作成等については、組合とその内容について協議の上、国が提出〆切と指定した日までの間に、組合と優先交渉権者の両者で作成し、連名で国へ提出する。

(4) 組合と優先交渉権者との協議が調わない場合は、次点交渉権者との協議を行うものとする。

(5) 国へ「目論見」の提出： 平成30年12月下旬（予定）

(6) 国へのプレゼンテーション： 平成31年1月上旬以降（国が指定する日時）

10 留意事項

(1) 組合は、必要に応じて応募者へ追加資料を求める場合がある。

(2) 応募者より提出された提案書は、選定のための手続き以外に、応募者に無断で使用しないものとする。

(3) 応募者より提出された提案書は、選定委員会へ提示するほか、関係機関に意見を求める目的に必要な範囲に限定して複製することがある。

(4) 組合は、応募者より提出された提案書の変更、差替え、再提出及び返却には、応じない。

(5) 組合は、情報公開請求があった場合には、「那覇港管理組合情報公開条例」に基づき公開することがある。

(6) 応募者が、提案書等の関係書類を提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

- (7) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (8) 公募に際し、組合が提示する資料は、本提案を行う目的以外の目的で使用することはできない。
- (9) 応募者は、本提案を提出するにあたって、業務上知り得た秘密、個人情報等を第三者に漏らすことはできない。
- (10) 本提案に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、その他組合が必要と認めるときは、組合は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (11) 本提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。
- (12) 国土交通省の第3次募集に応募する目論見においては、官民連携国際旅客船受入促進協定※2（以下、「協定」という。）に定められる主な内容に関する記載を行うとともに、国土交通省への応募前に組合と連携船社の間でこれらの記載内容について合意することが前提条件となる。

協定に定められる主な内容については、国土交通省が7月20日に公表した「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」の募集要項（素案）を参照すること。なお、組合は、国土交通省への目論見の提出にあたり前提となる協定書(案)を8月8日に公表しているので参照すること。
- (13) 連携船社が協定に基づき優先使用できる岸壁は、第2クルーズバースに限るものとする。
- (14) 応募者は、複数の提案を行うことはできない。

※2 港湾法第50条の18に基づき国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者がクルーズ船社等と締結する協定

## 11 失格事由

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出書類に不備がある場合
- (3) 応募資格に違反している場合
- (4) その他不正行為があった場合
- (5) その他募集要項等に定める条件に違反したとき

## 12 今後（国土交通省の第3次公募に向けて）のスケジュール（予定）

- (1) 「募集要項」及び「審査基準」の公表（組合のHP）

平成30年9月4日(火)

- (2) 平成30年7月27日に組合が公表した「『官民連携による国際クルーズ拠点』として那覇港管理組合と連携するクルーズ船社選定に関する基本的な考え方」(以下、「基本的な考え方」という。)に基づく個別対話の結果の公表  
平成30年9月上旬
- (3) 募集要項等に関する質問受付  
平成30年9月5日(水)～平成30年9月19日(水)午前9時
- (4) 質問への回答(組合のHP)  
平成30年9月27日(木)
- (5) 参加表明書及び資格確認書類の受付  
平成30年9月25日(火)～平成30年10月5日(金)
- (6) 参加資格確認結果の通知  
平成30年10月19日(金)
- (7) 提案書の受付(様式は公表される募集要項参照)  
平成30年11月1日(木)～11月14日(水)午前9時
- (8) 提案者より選定委員に対するプレゼンテーション、選定委員の評価  
平成30年12月3日(月)午後
- (9) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定(組合のHP)  
平成30年12月3日(月)
- (10) 優先交渉権者と目論見の作成  
平成30年12月上旬～平成30年12月下旬
- (11) 国土交通省へ目論見の提出(官民連携国際旅客船受入促進協定の案を含む)  
平成30年12月下旬

### 13 その他

- (1) 国が10月上旬に募集予定である第3次「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書(目論見)」の募集要項等の詳細については、国のホームページを確認すること。  
以下、国のホームページURL  
[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr4\\_000040.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr4_000040.html)
- (2) 連携船社は、組合と連名で「目論見」を国に提出し、国から「『官民連携による国際クルーズ拠点』を形成する港湾」として選定され、国際旅客船拠点形成港湾として国土交通大臣の指定を受けた場合、岸壁の優先的な利用やクルーズ拠点の整備等について、組合と協定等を締結する。国土交通大臣の指定がされなかった場合は、当該計画内容(岸壁の優先利用含む)は実行されない。
- (3) 組合は、応募者が参加資格のないものに該当することが明らかになった場合や、信用失墜行為を行ったとき等、選定を取り消すことがある。
- (4) 本公募に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、使用する言語は日本

語とする。応募者が外国クルーズ船社の場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なる場合は日本語の記述が優先される。また、関連資料として応募者から提出されるパンフレット等の印刷物については英語のものも認めるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとし、日本語と英語の内容が異なる場合は日本語による翻訳が優先されるものとする。時刻表示は日本の標準時とする。

- (5) 募集要項等は、「基本的な考え方」を修正したものである。したがって、「基本的な考え方」と募集要項等の内容に相違がある場合は、募集要項等の内容を優先するものとする。

#### 14 問合せ先

那覇港管理組合企画建設部クルーズ推進課 浦崎、山入端

〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号

E-mail : [cruise@nahaport.jp](mailto:cruise@nahaport.jp) TEL : 098-868-2582 FAX : 098-862-4233

#### 15 情報提供

本募集に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と連携するクルーズ船社選定について

<http://www.nahaport.jp/cruise/2018nahaportcruisehub/2018nahaportcruisehub.html>

## 募集要項等に関する質問書

「募集要項」、「審査基準」及び「協定書(案)」について、次のとおり質問がありますので提出します。

商号又は名称	
所在地	
所属	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見
例	募集要項	2	5	(1)	ウ	提出方法	提出書類を電子メールによって送付する……
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

- ・ 1つの記入欄あたり1つの質問をご記入ください。
- ・ 必要に応じ、行を追加してください。
- ・ 電子メールで提出してください。

## 参加表明書

那覇港管理組合管理者 様

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

※ 連名で応募する場合は、両者の所在地、名称、  
代表者名を記述してください。

当社は、那覇港を利用する計画を有しているとともに、那覇港において施設の整備等へ投資意欲及び実行性を有していること、将来において、日本への相当数の寄港を計画していることを誓約し、平成30年9月4日付けで公表されました「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と連携するクルーズ船社の公募への参加を表明します。

また、本公募に関する募集要項に基づき、参加資格の確認のため、当社の経営状況を示す下記書類を提出します。

## 記

## 1 提出書類

- (1) 企業概要、過去3期分の財務諸表等一式、事業報告書
- (2) 登記事項証明書及び定款または、これらに準ずるもの

## 2 応募者の連絡先

船 社	担当部署：
	所在地：
	氏 名：
	所 属： _____、E-mail：
	T E L： _____、F A X： _____
従となる船社 *連名で応募 する場合記載	名 称：
	所在地：
	氏 名：
	所 属： _____、E-mail：
	T E L： _____、F A X： _____

年 月 日

## 提案審査書類提出書

那覇港管理組合管理者 様

平成30年9月4日付けで公表のありました「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と連携するクルーズ船社の公募に関する募集要項等に基づき、提案書を提出します。

なお、提出書類のすべての記載事項は事実と相違がないこと及び募集要項に規定された必須条件を満たしていることを誓約します。

所 在 地 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

※ 連名で応募する場合は、両者の所在地、名称、代表者名を記述してください。



## 那覇港における国際クルーズ拠点形成計画（目論見）提案書

### 1. 応募者の交渉責任者名（1名に限る）

役 職： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

### 2. 寄港実績と今後の見通し

#### ① 那覇港への過去5年間の寄港実績

2013年： 回	2014年： 回	2015年： 回
2016年： 回	2017年： 回	

#### ② 那覇港への今後（10年間）の寄港予定回数

2018年： 回	2019年： 回	2020年： 回
2021年： 回	2022年： 回	2023年： 回
2024年： 回	2025年： 回	2026年： 回
2027年： 回		

#### ③ 那覇港以外、主要港への過去5年間の寄港実績 （別紙に記載して提出してください）

#### ④ 那覇港以外、主要港への今後（10年間）の寄港予定回数 （別紙に記載して提出してください）

※ 主要港実績は、港湾名、寄港回数がかかる資料を添付すること

※ 主要港とは、寄港実績が多い順に5港程度とする。

### 3. 国際クルーズ拠点施設の方針・目標

#### ①運用開始年における国際クルーズ拠点としての那覇港の利用イメージ

発着港又は寄港地としてのそれぞれの利用日数、利用船舶、乗客数、集客範囲など那覇港国際クルーズ拠点の運用開始年における利活用の状況をどのように考えているのか記載してください。

また、運用開始年における利用日数及び乗客数を記載してください。(利用日数については、発着港及び寄港地としての回数を分けて記載してください。)

※提出時には、枠内の指示内容を消してもよい。

(1枚以内に収めてください)

②目標年(任意に設定)における国際クルーズ拠点としての那覇港の利用イメージ

発着港又は寄港地としてのそれぞれの利用日数、利用船舶、乗客数、集客範囲など那覇港国際クルーズ拠点の目標年における利活用の状況をどのように考えているのか記載してください。

また、目標年における利用日数及び乗客数を記載してください。(利用日数については、発着港及び寄港地としての回数を分けて記載してください。)

※提出時には、枠内の指示内容を消してもよい。

(1枚以内に収めてください)

※①、②の提案にあたっては、目標とする那覇港の国際クルーズ拠点イメージ(寄港地※1、発着港※2、拠点港※3、母港※4)が描かれた内容とすること。

※1 寄港地とは、クルーズツアー中に立ち寄る港

※2 発着港とは、クルーズツアーの折り返し地点として、多くの乗船客の下船・乗船が実施される港

※3 拠点港とは、主に運航拠点として数ヶ月間、継続的に利用されている港

※4 母港とは、最も発着回数の多い港、かつ優先的に利用できるバースのある港

#### 4. 国際クルーズ拠点施設の整備及び管理方法

##### ①② 船社が整備(投資)する施設、配置、規模、機能及び投資額

貴社が国際クルーズ拠点施設として、整備(投資)する施設、配置、規模、機能、及び投資額について、どのように考えているのか記載してください。併せて、投資資金調達方法についても、記載してください。

また、貴社が整備(投資)する施設について、施設規模、機能等の基本的な諸元及び官民連携用地内の概略配置を示した図面を作成し、提案書と併せて提出してください。

\*概略配置の図面作成の基礎となる平面図については、参加表明書を提出した船社に対して、10月上旬に那覇港管理組合から電子メールより連絡します。

(留意事項)

ターミナル建設に係るライフラインの整備については、

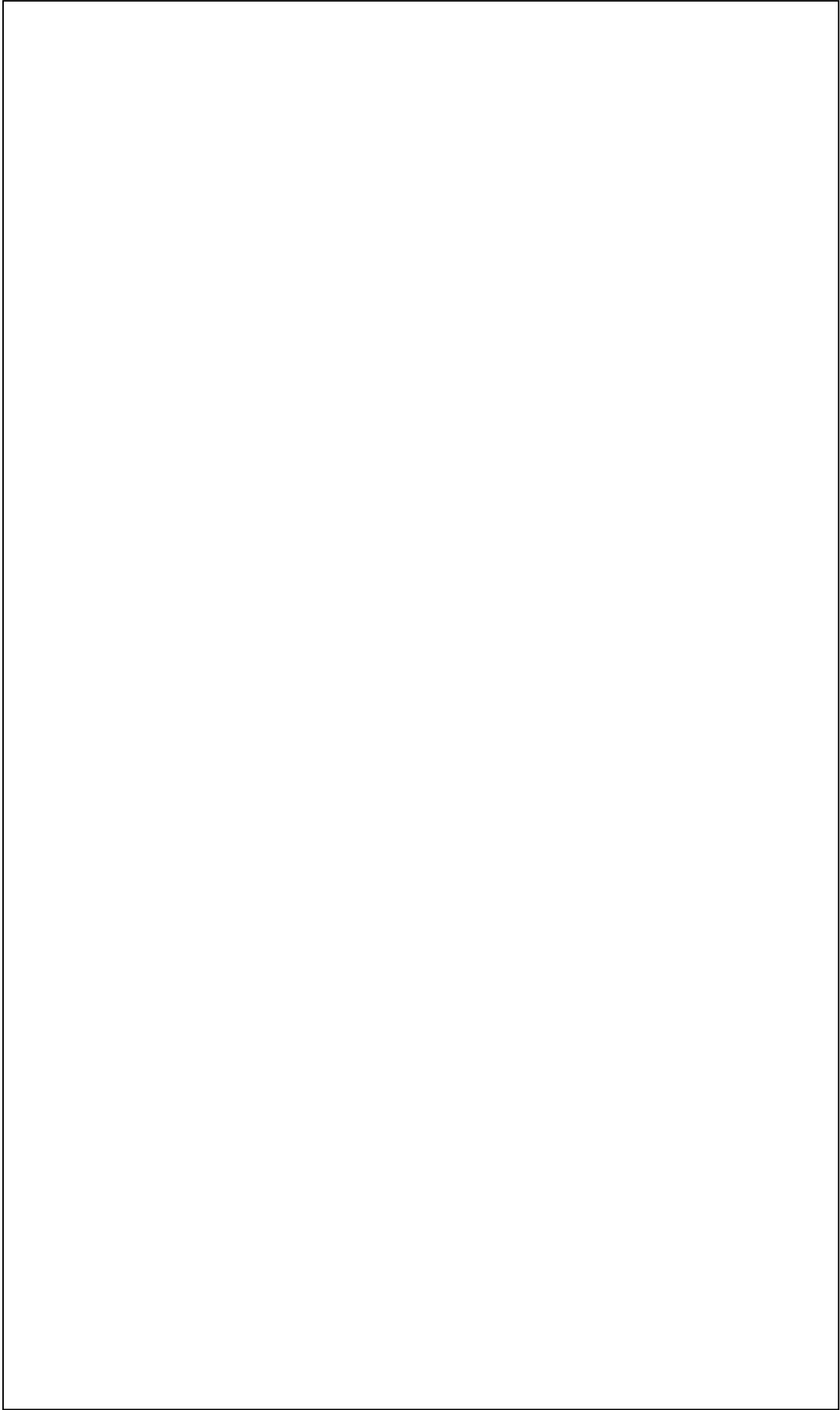
- 1) 道路(公道)については、那覇港管理組合が整備
- 2) 駐車場については、那覇港管理組合又は船社(提案)が整備
- 3) 上水道施設については、公道部分は水道管理者、敷地内は船社が整備
- 4) 電気施設については、公道部分は電気事業者、敷地内は船社が整備
- 5) 通信施設については、公道部分は通信事業者、敷地内は船社が整備
- 5) 下水道施設については、船社が浄化槽等を整備

\*なお、当該敷地内に船舶給水用の配管、岸壁照明灯用の配線など、那覇港管理組合においても、ライフラインを整備する場合もある。その際、船社と共用して使用可能な区間については、那覇港管理組合も応分の負担をします。

\*那覇港管理組合から、埋立地付近の土質データを提供するが、あくまでもボーリング地点における土質データであるため、埋立地全体に、この土質データを適用して、技術的に問題がないことを担保するものではありません。

※提出時には、枠内の指示内容を消してもよい。

(次頁へ続く)



(2枚以内に収めてください)

③ 管理運営方針

貴社が国際クルーズ拠点施設として、整備(投資)する施設の管理運営方針について、どのように考えているのか記載してください。

また、地元企業の活用、ターミナル施設等の利用料設定の考え方や投資の回収方法等の施設運営に関する収支の考え方についても、貴社の考えを記載してください。

※提出時には、枠内の指示内容を消してもよい。

(1枚以内に収めてください)

## 5. 岸壁利用に係る考え方

### ① 優先利用期間

貴社が第2クルーズバース(国際クルーズ拠点)において、希望する優先利用(岸壁の優先的な利用ができる)期間について、どのように考えているのか記載してください。但し、優先利用期間は、15年以上40年以下です。

※提出時には、枠内の指示内容を消してもよい。

(1枚以内に収めてください)

② 優先予約可能日数

貴社が第2クルーズバース（国際クルーズ拠点）において、希望する優先予約可能日数（1年間あたり）について、どのように考えているのか記載してください。  
但し、優先予約可能日数は、年間最大250日です。

※提出時には、枠内の指示内容を消してもよい。

（1枚以内に収めてください）



③ 優先予約受付期間及び優先予約対象期間

貴社が第2クルーズバース（国際クルーズ拠点）として、希望する優先予約受付期間及び優先予約対象期間について、どのように考えているのか記載してください。また、他船社の予約開始時期など、他船の岸壁利用も含めた利用回数増加（岸壁稼働率の向上）の工夫があれば、記載してください。

但し、連携船社は、係留施設を利用する日が属する暦年の前々年の12月31日までに優先的な利用の予約を確定させなければなりません。優先予約の確定日以降に行う予約については、連携船社とその他のクルーズ船社を平等に取り扱うことになります。

※提出時には、枠内の指示内容を消してもよい。

（1枚以内に収めてください）

## 6. 国際クルーズ拠点形成の効果、推進体制等

### ① 国際クルーズ拠点形成に伴う経済効果等

貴社が国際クルーズ拠点施設を整備(投資)、管理する上で地元への経済効果等について、どのように創出していこうと考えているのか記載してください。

- ・県内地域活性化の取組み

- ・県内での雇用人数

- ・県内特産品等の船内搬入

- ・県内の店舗、観光地等での消費(クルーズ船客に提供する寄港地観光の考え方)等

※提出時には、枠内の指示内容を消してもよい。

(1枚以内に収めてください)

② 地元の自治体・経済団体等の連携による推進体制

貴社が国際クルーズ拠点施設を整備、管理する上で地元の自治体・経済団体等とどのように連携して国際クルーズ拠点形成の推進体制を構築していこうと考えているのか記載してください。

※提出時には、枠内の指示内容を消してもよい。

(1枚以内に収めてください)